(参考) H28.2.5審査会合における説明【洞爺カルデラ】(2/2)

再揭(H28/2/5審査会合)

- ○マグマ供給率による監視レベルの移行判断基準に対応する地殻変動の変動率は、以下のように算出される。
- ○注意時から警戒時への地殻変動の変動率による移行判断基準は、7cm/年となる。

【算出方法】

- ・下鶴ほか編(2008)では,マグマ溜まりの体積変化による地殻変動の理解には,半無限弾性体中の圧力源の圧力変化が引き起こす弾性変形についての理論(Mogiモデル(Mogi,1958))が有効であるとされている。
- ・Kozono et al. (2013)では、Mogiモデルから、下記の式を導き、弾性体中の圧力源の体積変化を算出している。
- ・Kozono et al. (2013)の式から、マグマ供給率 (圧力源の体積変動率) ⊿V_G (km³/年) が移行判断基準となる各測線の地殻変動の変動率 (年間水平変位量) u, (cm/年) を逆算する。

Kozono et al. (2013) の式

$$\Delta V_G = \frac{\pi}{1 - v} \frac{(r^2 + d^2)^{\frac{3}{2}}}{r} u_r$$

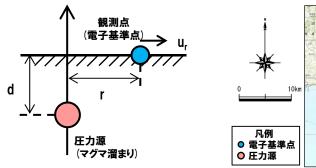
 ΔV_{G} : 圧力源の体積変化 (km^{3})

ν: ポアソン比

r: 圧力源から観測点までの水平投影距離(km)

d: 圧力源の深さ(km)

u: 観測点の水平変位(km)





洞爺カルデラ周辺の測線位置図

監視レベルの移行判断基準(注意時→警戒時)(案)

		項 目	単位	八 測線1		測線2		備考		
	4 日			大滝	蛇田	洞爺	伊達	1		
	⊿V _G	体積変化	km³/年	0.05	0.05	0.05	0.05	Druitt et al. (2012)を参照し0.05		
_	∠IVG	(マグマ供給率)	KM/∓	0.05	0.05	0.05	0.05	(注意時→警戒時)		
入 力	ν	ポアソン比	-	0.25	0.25	0.25	0.25	下鶴ほか編 (2008) 等を参照し0.25		
値	r	圧力源から観測点までの	km	21.2	7.14	7.44	12.15	各測線の交点を圧力源と仮定		
-		水平投影距離						日刑級の文点を圧力派と仮足		
	d	圧力源の深さ	km	10	10	10	10	文献等を考慮し深さ10kmと想定		
		地殻変動の変動率	cm/年	1.96	4.59	4.59	3.72	単位をkmからcmに変換		
出	Ur	(圧力源~各観測点)	CIII/ #	1.90	4.59	4.59	3.12	半山でKIIIからCIIIに支換		
力値	_	地殻変動の変動率(各測線)	cm/年	6.	6.55		31	2基準点の計		
	_	业机亦是 o 亦是 宏 (正 4) ()	cm/年	7.45 (ニフが彼な	- 细味主油	(安))	平常時→注意時:1.4cm/年		
		地殻変動の変動率(平均値)	CIII/ #	7.45 (≒7が移行		计问答学	*(米/)	警戒時→緊急時:14cm/年		

(参考) H28.2.5審査会合における説明【ニセコ・雷電火山群(羊蹄山含む)】

再掲(H28/2/5審査会合)

- ○ニセコ・雷電火山群 (羊蹄山含む) は、現在、噴気や地熱域等の噴火の兆候が認められない状況である。
- ○また、過去の活動においては、設計対応不可能な火山事象は山体付近に限定されており、過去の噴火と同程度の噴火規模であれば、 敷地への影響は十分小さいと考えられる。



〇過去最大規模を超える噴火に対し警戒する必要があるため、気象庁の噴火警報及び地震活動の観測結果等に基づき、監視レベルの移 行判断基準を以下のようにまとめた。

監視レベルの移行判断基準(案)

監視レベル	移行判断基準 (気象庁噴火警報等)	当社の対応					
平常時	・気象庁により「噴火警報(居住地域)」が 発表されていない状態	・観測データ等の収集・分析 (既存観測網による地殻変動及び地震観測, 公的機関による発 表情報等) ・火山活動の兆候についての評価(1回/月以上)					
注意時	・気象庁により「噴火警報(居住地域)」が 発表された場合	・変化の原因等の検討(データの収集・分析頻度の増強) ・変化が異常レベルであるかの評価 ・今後の進展予測					
警戒時	・上記に加え,地震活動やGNSS観測結 果の顕著な変化が認められた場合	・異常の原因等の検討(必要に応じて観測点の増強) ・設計対応不可能な火山事象への発展可能性の評価 (マグマ溜りの状態を総合的に評価)					
緊急時	・上記に加え、マグマ溜まりの状態を総合的に評価し、過去の噴火規模を大幅に上回る噴火が予想され、設計対応不可能な火山事象が敷地に到達する可能性があると判断される場合	・燃料体等の対処に関する準備(輸送容器,輸送手段等の確保) ・設計対応不可能な火山事象への発展可能性の評価 ・原子炉の停止,燃料体等の搬出等の実施					

③ 公的機関の観測網と評価に用いる観測点等(地殻変動)

- ○国土地理院の電子基準点を用いて、地殻変動(比高及び基線長)について解析を行った。
- ○対象とする火山周辺の観測点を結んだ基線の比高及び基線長の変化に関する。管理基準を検討した。
- ○洞爺カルデラ周辺においては、洞爺を基準とした3基線、また、有珠山周辺においては、 虻田を基準とした3基線について、比高及 び基線長の変化に関する管理基準を検討した。
- ※昭和新山近傍に「壮瞥A」が設置されているが、2007年1月 より計測が開始されたものであり、2000年の有珠山噴火時 の傾向が捉えられていないことから、移行判断基準の検討に おいては、対象外とした。

凡例

- 評価に用いた電子基準点
- **―** 洞爺カルデラ周辺の基線
- 有珠山周辺の基線



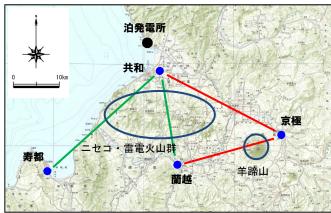
0 10km

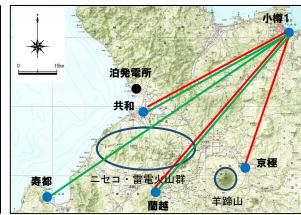
電子基準点位置図(洞爺カルデラ周辺)

- ○ニセコ・雷電火山群周辺においては、基線 長は共和を基準とした2基線、比高は小樽 1を基準とした3基線について、変化に関す る管理基準を検討した。
- ○羊蹄山周辺においては、基線長は京極を基準とした2基線、比高は小樽1を基準とした3基線について、変化に関する管理基準を検討した。

凡例

- 評価に用いた電子基準点
 - ニセコ・雷電火山群周辺の基線
- 一 羊蹄山周辺の基線

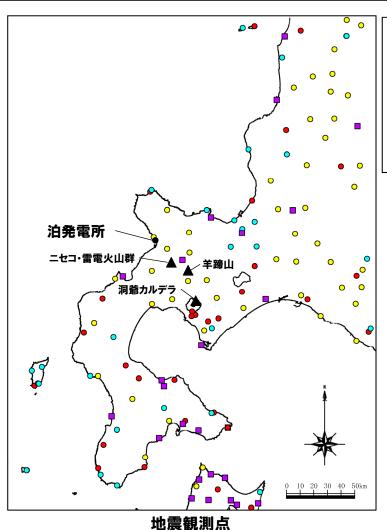




電子基準点位置図(ニセコ・雷電火山群(羊蹄山含む)周辺) (左:基線長,右:比高)

③ 公的機関の観測網と評価に用いる観測点等(地震観測)

○公的機関の地震計により観測された地震波について、「気象庁―元化処理検測値データ」及び「気象庁地震月報(カタログ編)」を用いて地震 発生傾向に関する管理基準を検討する。



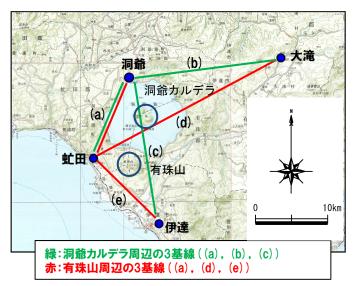
凡例

地震観測点

(気象庁一元化処理検測値データ 及び気象庁地震月報(カタログ編) に用いられている観測点)

- ●:気象庁
- ○:防災科学技術研究所
- ●:大学
- ■:その他の機関

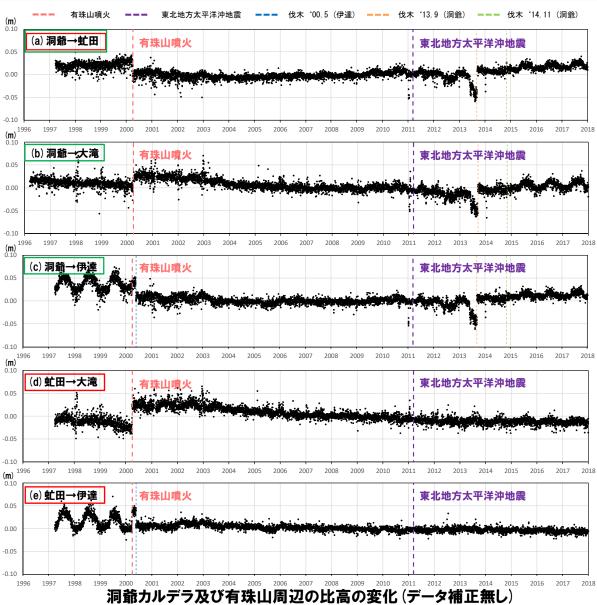
4-1 洞爺カルデラの管理基準(地殻変動に関する管理基準(比高))



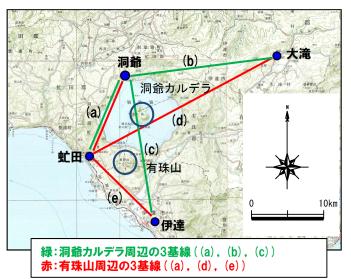
○洞爺カルデラ周辺及び有珠山周辺の基線について, 比高の日々のデータを示す。



○日々のデータはバラつきが大きく、火山活動に係る変動が把握しづらい。



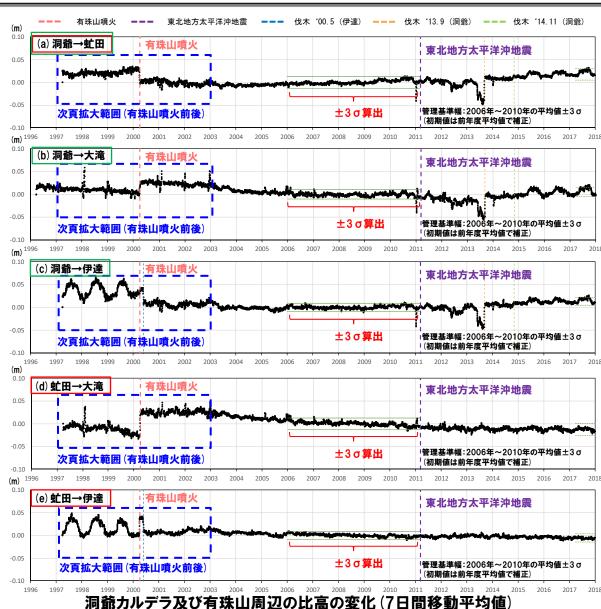
4-2 洞爺カルデラの管理基準(地殻変動に関する管理基準(比高))



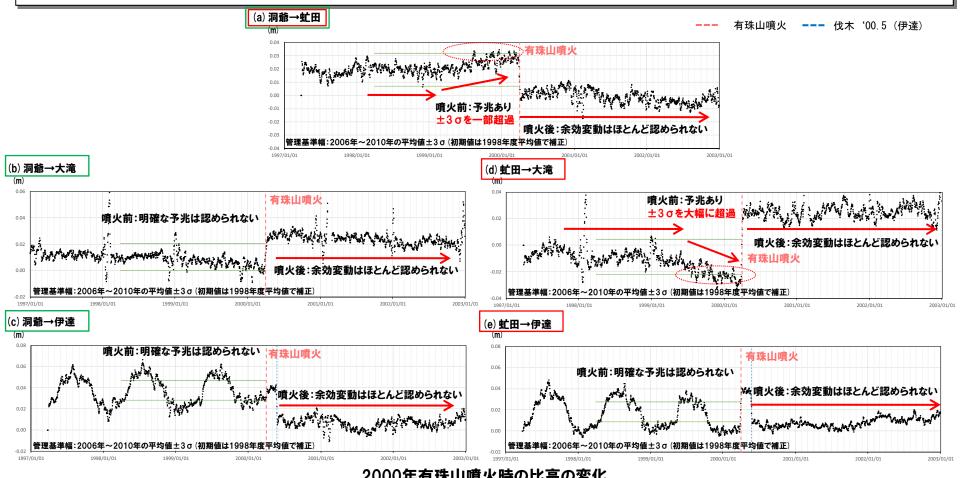
- ○観測データの日々のバラツキを考慮して、7日間 移動平均値を算出した。
- ○有珠山噴火の前後で比高が大きく変化している。
- ○東北地方太平洋沖地震前の5ヵ年においては、 大きな比高の変化は認められない。
- ○測地学において誤差範囲の設定に「±3 g」が用いられている。



平常時の管理基準として、データが安定している 東北地方太平洋沖地震前の5年間(2006~ 2010年)のデータを使用し、7日間移動平均値を 用いて±3 σを算出した。



4-3 洞爺カルデラの管理基準(地殻変動に関する管理基準(比高))の過去の噴火への適用

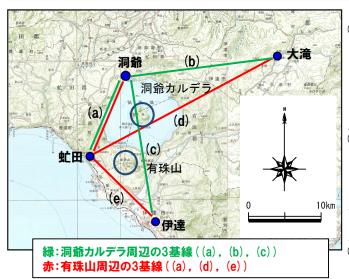


- 2000年有珠山噴火時の比高の変化
- ○「虻田」を基準とした基線 (洞爺-虻田及び虻田-大滝) において、噴火1年前頃から比高が管理基準±3 gを超過している。
- ○「洞爺」を基準とした基線(洞爺-大滝及び洞爺-伊達)においては、明確な噴火の予兆は認められない。



○「虻田」を基準とした3基線(洞爺-虻田、虻田-大滝及び虻田-伊達)のうち2基線以上における比高が、7日間移動平均値の管理基準±3 σを7日 間以上連続で超過しないことを確認する。

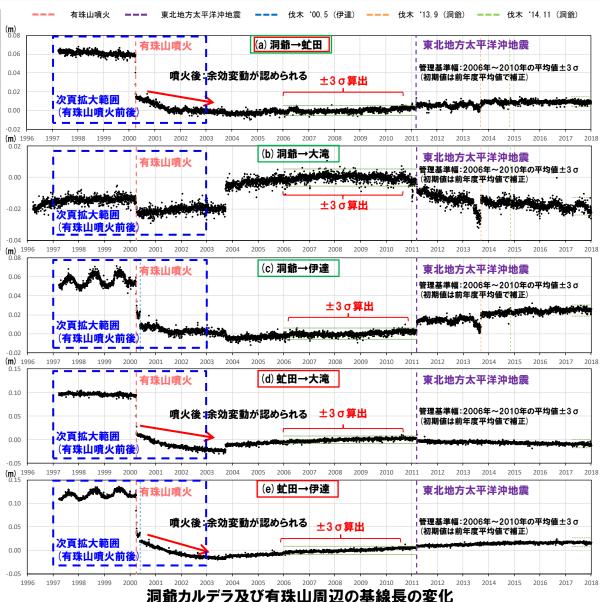
4-4 洞爺カルデラの管理基準(地殻変動に関する管理基準(基線長))



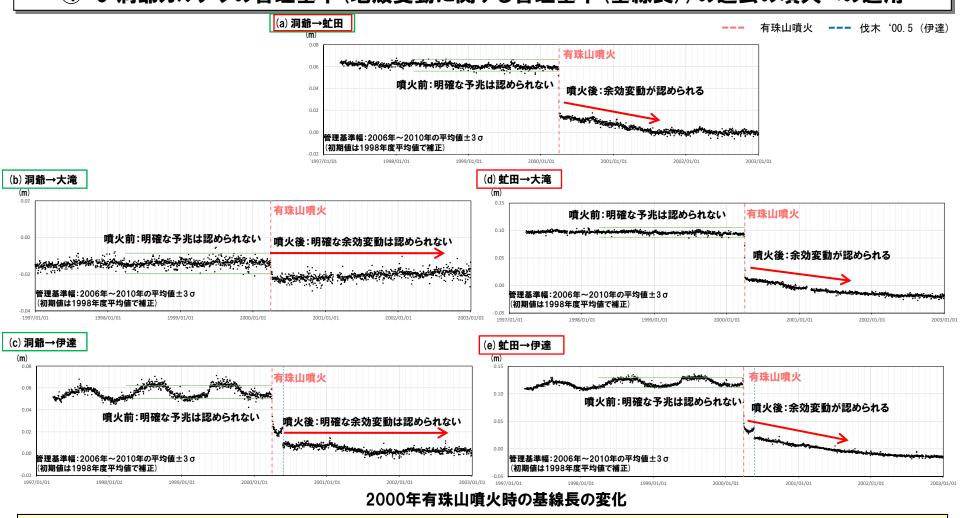
- ○有珠山噴火(2000.3.31)後, 基線長が大きく変化し、「虻田」を基準とした基線では2003年まで余効変動が認められる。
- ○東北地方太平洋沖地震前の5ヵ年においては、 大きな基線長の変化は認められない。
- ○測地学において誤差範囲の設定に「±3 g」が用いられている。



○平常時の管理基準として、データが安定している 東北地方太平洋沖地震前の5年間(2006~ 2010年)のデータを使用し、管理基準(±3σ) を算出した。



④-5 洞爺カルデラの管理基準(地殻変動に関する管理基準(基線長))の過去の噴火への適用



○各基線において、噴火前に明確な予兆は認められない。



○管理基準は設定せず、データの傾向管理を行う。

4-6 洞爺カルデラの管理基準(地震活動に関する管理基準)

- ○洞爺カルデラ周辺 (東西約40km, 南北約43km) を震源とする深さ 40km以浅の地震及び低周波地震について, 至近12ヵ年分 (2006~2017年) を抽出した。
- ○震央は有珠山周辺に集中している。
- ○平常時の全地震回数(低周波地震も含む)については、過去12ヵ年で 最大22回/月

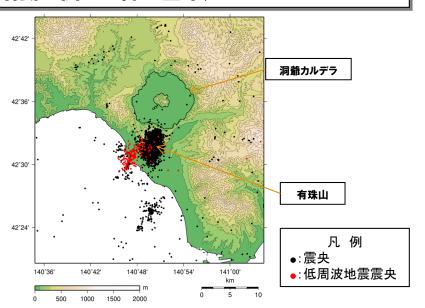


○平常時の地震発生回数より1オーダー高い値を管理基準に設定する。

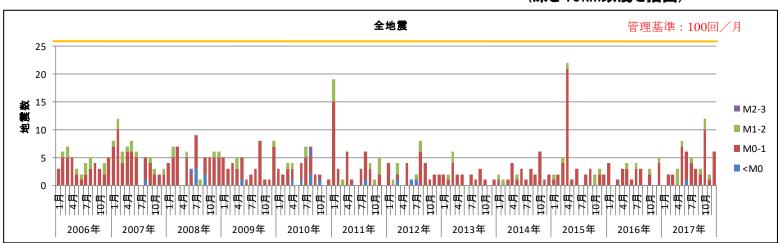


【地震活動に関する管理基準】

○100回/月(気象庁―元化処理検測値データ)



洞爺カルデラ周辺の地震抽出範囲 (深さ40km以浅を抽出)



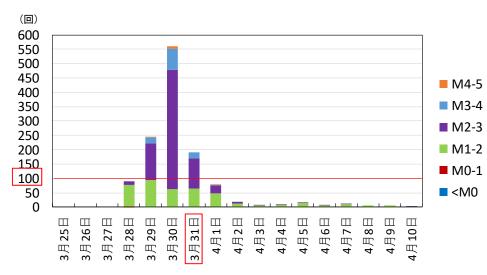
洞爺カルデラ周辺の地震発生回数

4-7 洞爺カルデラの管理基準(気象庁噴火警戒レベルに関する管理基準)

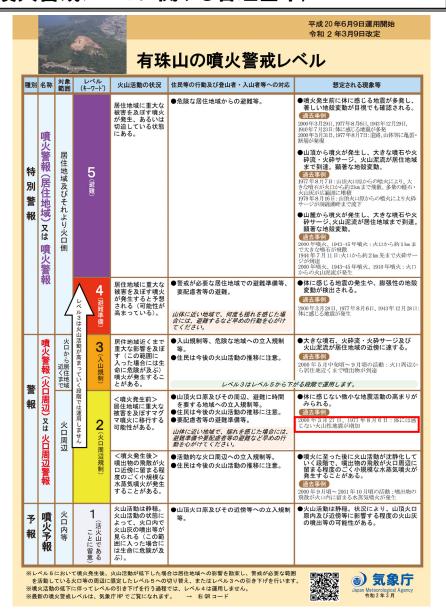
- ○有珠山噴火時(2000.3.31)の地震の予兆について、噴火4日前から体には感じない火山性地震が増加し、100回/日を超える地震が観測されている。
- ○平成20年6月9日より運用を開始した, 気象庁による噴火警戒レベルにおいては, 噴火4日前の地震活動の高まりは「噴火警報 (噴火警戒レベル2)」に相当するとされている。



〇よりリアルタイムに噴火の兆候を捉えるため、地震に関する管理基準 (100回/月)に加え、「噴火警報(噴火警戒レベル2)」の発令について も管理基準とする。



洞爺カルデラ周辺の地震発生回数 (2000.3.25~2000.4.10) (気象庁地震月報(カタログ編))



⑤-1 洞爺カルデラの監視レベル「平常時」からの移行判断基準(案)

監視レベル「平常時」からの移行判断基準【洞爺カルデラ】(案)

評価項目	評価手法	管理基準	判断基準	判断根拠			
	基線長	– (%1)	- (%1)	有珠山噴火 (2000.3.31) 前に基線長の 変化はない			
地殻変動	比 高	7日間移動平均値 の±3σ	管理基準を2基線以上で 7日間連続超過	有珠山噴火(2000.3.31)の1年前頃より 2/3基線で±3σを超過(虻田基線)			
地震活動	地震回数 ^{※2}	地震回数: 100(回/月)	左記を超過	至近12ヵ年の最大地震発生回数 (22回/月,低周波地震も含む)より 1オーダー高い値を設定			
気象庁噴	大警戒レベル	有珠山 噴火警戒レベル2	噴火警戒レベル2の発表	有珠山噴火(2000.3.31)の4日前以降の 地震活動の高まりが該当			

^{※1} 基線長については管理基準を設定しない(噴火の予兆がないため設定できない)が、基線長のデータは取得し、傾向管理(基線長の変化の有無の確認)を行う。

^{※2} 地震回数は、低周波地震も含めた全地震回数で評価(気象庁一元化処理検測値データ)。

⑤-2 洞爺カルデラのモニタリングの判断フロー(案)

総合判断 助言 判断基準 当社実施のデータ 当社は月1回. 判断基準に係るデータ整理等を実施し. 当社は監視レベル及び実施する 整理等を踏まえ. 火山活動の変化の有無を判断する 対処内容を決定 火山活動に関す る助言を頂く 対象火山の状態 北海道電力 公的機関の発表情報 公的機関の公開データ 火山専門家の助言 評価 (気象庁. 火山噴火予知連絡会) (国土地理院, 気象庁) (地殻変動及び地震活 動等に基づく 対処 モニタリング 監視 噴火様式·規模 警戒情報 地殼変動 地震 レベル の体制 公的機関の観測網に よる地殻変動及び地震 定期的 定期 平常時 (現状) (現状) (現状) (現状) 活動の観測データ. 公 平常 評価 (原則として年1回) 的機関による発表情報 等の収集・分析 前頁参照 ■比高の「平常か ■地震の「平常から 火口. 火口周辺域 平常からの 臨時 及び山麓域に対す らの変化 の判 の変化 の判断基 注意 変化の発生時 (必要な頻度で継続) る警戒情報 断基準を超過 準を超過 OR ■比高or基線長or地震にこれまで経験 したことのない異常な観測データ(「平 【体制の強化】 臨時 火山活動 大きな変化の VEI4以下の 常からの変化」の判断基準の3倍超 実施する対処 臨時 評価 警戒 必要に応じ. に関する 発生時 規模の噴火 過)が得られた場合に加え、マグマ供 内容を決定 (必要な頻度で継続) 臨時観測を実施 助言 給率が0.05km3/年を超える大幅な上 昇が認められる場合。 ■比高or基線長or地震にこれまで経験 VEI5の規模*の 顕著な変化の 設計対応不可能な したことのない極めて異常な観測デー 緊急 発生時 (必要な頻度で継続) 噴火 火山事象が発雷所に タが得られた場合。 影響を及ぼす可能性が ある場合

注) モニタリング、火山活動の評価技術等の進展によって、モニタリングの判断基準は適宜見直す。

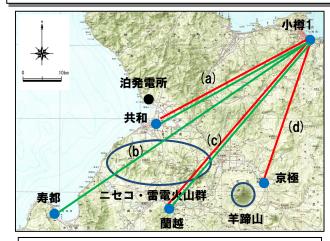
※ 洞爺カルデラの既往最大規模 (VEI7相当) の噴火による「洞爺火砕流堆積物」は、敷地から半径10kmの地点では確認されているが、敷地には到達していない。

原子炉の停止. 燃料体等の搬出等の実施

洞爺カルデラのモニタリングについては、今後、干渉SARや水準測量も実施し、モニタリング精度の向上に努める。

⑥-1 ニセコ·雷電火山群 (羊蹄山含む) の管理基準 (地殻変動に関する管理基準 (比高))

(m) 0.080 **---** 東北地方太平洋沖地震 **---** 伐木 '11.7(京極) **---**

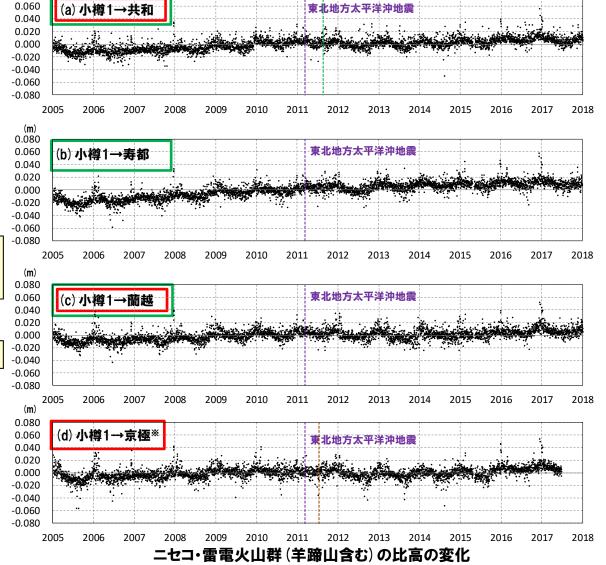


緑:ニセコ・雷電火山群周辺の3基線((a),(b),(c)) 赤:羊蹄山周辺の3基線((a),(c),(d))

○各基準点とも、対象期間において上下変動量に 大きな変動はなく、顕著な隆起や沈降の傾向は 認められない。

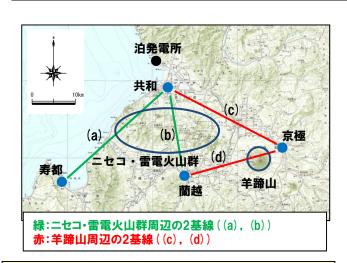


○管理基準は設定せず、データの傾向管理を行う。



※電子基準点「京極」については2017年6月に運用を停止し、同年12 月からは「京極A」が運用を開始していることから、2018年以降は 「京極A」のデータを用いる。

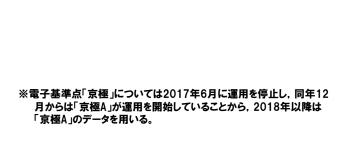
⑥-2 ニセコ・雷電火山群 (羊蹄山含む)の管理基準 (地殻変動に関する管理基準 (基線長))

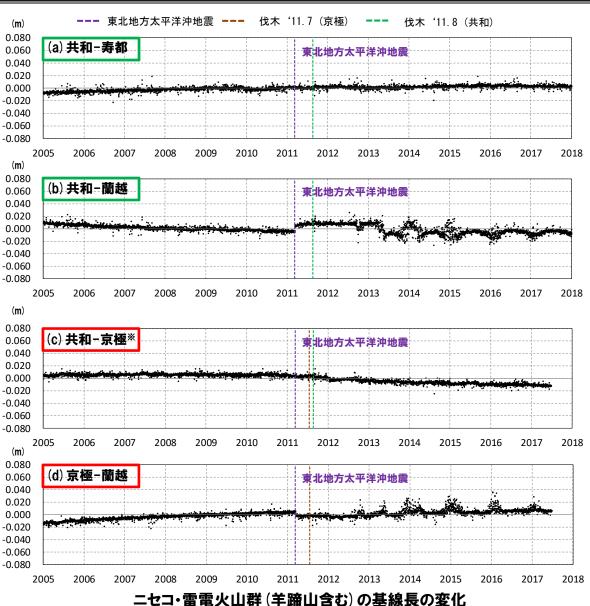


○各測線ともに、東北地方太平洋沖地震発生前後で不連続が認められるものの、対象期間において変化は穏やかであり、顕著な膨張や収縮の兆候は認められない。



○管理基準は設定せず、データの傾向管理を行う。





⑥-3 ニセコ・雷電火山群 (羊蹄山含む) の管理基準 (地震活動に関する管理基準)

- 〇二セコ・雷電火山群周辺 (東西約26km, 南北約22km) 及び羊蹄山周辺 (東西約14km, 南北約14km) を震源とする深さ40km以浅の地震及び低周波地震について、至近12ヵ年分 (2006~2017年) を抽出した。
- ○震央はイワオヌプリ及び羊蹄山周辺に集中している。
- ○平常時の全地震回数(低周波地震も含む)については、過去12ヵ年で ニセコ・雷電火山群は最大10回/月、羊蹄山は最大26回/月。



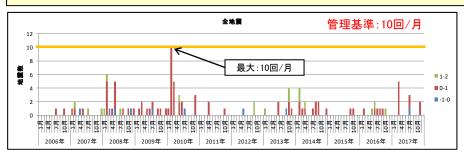
- ○以下を管理基準に設定する。
- 【ニセコ・雷電火山群】
- ○過去最大程度を超える回数の地震が観測された場合
- ○震央分布に顕著な差異が認められた場合※

【羊蹄山】

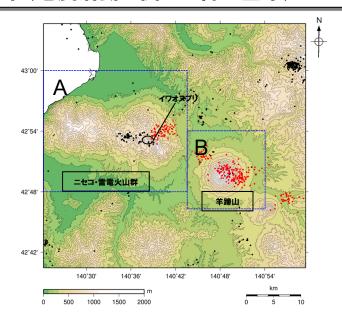
- ○過去最大程度を超える回数の地震が観測された場合
- ※ニセコ・雷雷火山群の活動は、西側から東側へ移動してきた経緯を考慮する。



- 【ニセコ・雷電火山群における地震活動に関する管理基準】
- ○ニセコ・雷電火山群:全地震10回/月(気象庁―元化処理検測値データ)
- ○震央分布に顕著な差異が認められる
- 【羊蹄山における地震活動に関する管理基準】
- ○羊蹄山:全地震30回/月(気象庁―元化処理検測値データ)

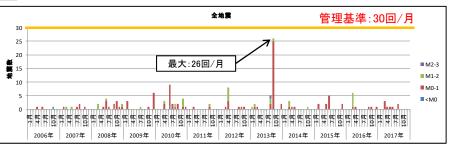


ニセコ・雷電火山群周辺の地震発生回数





ニセコ・雷電火山群 (羊蹄山含む) 周辺の地震抽出範囲 (深さ40km以浅を抽出)



羊蹄山周辺の地震発生回数

⑥-4 ニセコ・雷電火山群(羊蹄山含む)の管理基準(気象庁噴火警戒レベルに関する管理基準)

〇二セコ・雷電火山群 (羊蹄山含む)には、噴火警戒レベルが運用されていないが、居住地域や火口周辺に危険を及ぼすような噴火の発生や拡大が予想された場合には「警戒が必要な範囲」(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)を明示して「噴火警報」が発表される。



○「噴火警報(火口周辺)」又は「火口周辺警報」※の発表を管理基準とする。

※有珠山の噴火警戒レベル2に相当。

噴火警戒レベルが運用されていない火山

種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況	
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域及び それ以火口側の範囲に における厳重な警戒 居住地域厳重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生、あるいは発生する と予想される。	
警報	噴火警報 (火口周辺)	火口から 居住地域近くまでの 広い範囲の火口周辺	火口から 居住地域近くまでの 広い衛囲の火口周辺 における警戒 入山危険	居住地域の近くまで重大な影響 を及ぼす(この範囲に入った場合 には生命に危険が及ぶ)噴火が 発生、あるいは発生すると予想される。	
	又は 火口周辺警報	火口から 少し離れた所までの 火口周辺	火口から 少し離れた所までの火口周辺 における警戒 火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす(この 範囲に入った場合には生命に危 険が及ぶ) 噴火が発生、あるい は発生すると予想される。	
予報	噴火予報	火口内等	活火山であることに 留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口 内で火山灰の噴出等が見られる (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	

噴火警報・予報の種類 (噴火警戒レベルが運用されていない火山) (気象庁HPより抜粋し加筆)

種別	名称	対象範囲		ノベル ワート")	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等		
特別警報	噴火警報(居住地域)又は 噴火警	居住地域及びそれより火口側		5 (建雄)	原住地域に重大な、 被害を及ぼす境いは 被害を及ぼす境いは 切迫している状態 にある。	●危険な居住地域からの避難等。	・ 東大発生前に体に感じる地震が多発し、 並しい地質更新が目便でも確認される。 ※25.20 2000年3月3日、1977年3月3日、1910年7月23日、1910年7月23日、代本に高くる場所が多味の単分第3日、1970年3月3日、1870年3日、18		
	報	4	レベル3は火山	4 (避難準備)	居住地域に重大な 被害を及ぼす噴火 が発生ると予ない がれる(可能性が 高まっている)。	●警戒が必要な居住地域での避難準備等、 要配慮者等の避難。 <i>山林に近い地域で、何度も揺れを感じた場合には、避難するなど早めの行動を心がけてください。</i>	 ●体に感じる地震の発生や、膨張性の地数 変動が検出される。 ○		
警	噴火警報(火	火口から居住地域	山活動が高まっていく	3 (入山規制)	居住地域近くまで 重大な影響を囲に す(この範囲に 入った場合には生 命に危険が発生するこ とがある。	●入山規制等、危険な地域への立入規制等。 ●住民は今後の火山活動の推移に注意。 レベル3はレベル5から下、	●大きな環石、火砕法・火砕サージ及び 火山泥流が居住地域の近傍に達する。 ②天軍の 2000年5月中旬環〜9月頃の活動:火口周辺から居住施定くまで噴出物が別途 がる段階で連用します。		
報	(火口周辺) 又は 火口周辺	火口周辺	階では運用しません	2 (火口周辺	く噴火発生前> 居住地域に重大な 被害を及ぼすする マ噴火に移行する 可能性がある。	●山頂火口原及びその周辺、避難に時間 を要する地域への立入規制等。 住民は今後の火山活動の推移に注意。 ●要配慮者等の避難準備等。 <i>山体に近い地域で、揺れを感じた場合には、 連載者番中要配慮等の避難など早めの行 動を必がけてください。</i>	 ●体に感じない微小な地震活動の高まりが みられる。 金子基型 2000年3月27日、1977年8月6日:体には感 しない大山性地震が増加 		
	周辺警報			(辺規制)	ぐ噴火発生後> 噴出物の飛散する機がの 噴出が傍にい規模を 度のごで噴火がある 水蒸ことがある。 することがある。	●活動的な火口周辺への立入規制等。 ●住民は今後の火山活動の推移に注意。	●噴火に至った後に火山活動が沈静化して いく段階で、噴出物の飛散が火口周辺 留まる程度のごく小規模な水蒸気噴火が 発生することがある。 2000年9月で、2001年10月頃の活動:噴出物の 飛散が火口内に留まる水高気噴火が発化。		
予報	噴火予報	では、		火山活動の状態に よって、火口内で 火山灰の噴出等が 見られる(この範 囲に入った場合に は生命に危険が及	●山頂火口原及びその近傍等への立入規制等。	●火山活動は静穏。状況により、山頂火口原内及び近傍等に影響する程度の火山灰の噴出等の可能性がある。			

(参考)有珠山の噴火警戒レベル (気象庁HPより抜粋し加筆)

⑦-1 ニセコ・雷電火山群 (羊蹄山含む) の監視レベル「平常時」からの移行判断基準 (案)

監視レベル「平常時」からの移行判断基準【ニセコ・雷電火山群(羊蹄山含む)】(案)

評価項目	評価手法	管理基準	判断基準	判断根拠		
ᄮᅕᄭᇎᆂ	基線長	- (%1)	- (%1)	_		
地殼変動	比 高	- (%1)	- (%1)	_		
地震活動	地震回数 ^{※2}	M0以上の地震回数 ニセコ・雷電火山群:10(回/月) 羊蹄山:30(回/月)	左記を超過	地震回数の過去最大値 ニセコ・雷電火山群:10(回/月) 羊蹄山:26(回/月)		
心辰 泊勤	震央分布 (ニセコ・雷電火山群)	震央分布 (ニセコ・雷電火山群)		ニセコ・雷電火山群の活動は西側から 東側へ移動してきた経緯を考慮する		
気象庁噴火警戒レベル		噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	噴火警報の発表	有珠山の噴火警戒レベル2に 相当するもの		

^{※1} 基線長・比高については管理基準を設定しない(噴火の予兆がないため設定できない)が、データは取得し、傾向管理(基線長・比高の変化の有無の確認)を行う。

^{※2} 地震回数は、低周波地震も含めた全地震回数で評価(気象庁一元化処理検測値データ)。

発生時

顕著な変化の

発生時

以下の噴火

既往最大規模程度

の噴火

2. 4 モニタリング

⑦-2 ニセコ・雷電火山群(羊蹄山含む)のモニタリングの判断フロー(案)

評価

(「平常からの変化」の判断基準の3

■比高or基線長or地震にこれまで経

験したことのない極めて異常な観測

倍超過)が得られた場合。

データが得られた場合。

判断基準 当社は月1回、判断基準に係るデータ整理等を実施し、 火山活動の変化の有無を判断する 対象火山の状態 公的機関の発表情報 公的機関の公開データ (気象庁, 火山噴火予知連絡会) (国土地理院, 気象庁) 噴火様式·規模 警戒情報 地殼変動 地震 定期 平常時 (現状) (現状) (現状) (現状) 評価 前頁参照 火口. 火口周辺域 ■地震の「平常から 平常からの 及び山麓域に対する の変化」の判断基 変化の発生時 警戒情報 準を超過 OR OR ■比高or基線長or地震にこれまで経 大きな変化の 既往最大規模程度 験したことのない異常な観測データ 臨時

総合判断 助言 当社実施のデータ 当社は監視レベル及び実施する 整理等を踏まえ、 対処内容を決定 火山活動に関す る助言を頂く。 北海道電力 火山専門家の助言 評価 (地殻変動及び 地震活動等に基づく) 対処 監視 モニタリング の体制 レベル 公的機関の観測網に よる地殻変動及び地震 定期的 平常 活動の観測データ. 公 (原則として年1回) 的機関による発表情報 等の収集・分析 臨時 注意 (必要な頻度で継続) 火山活動 【体制の強化】 実施する対処 に関する 臨時 警戒 必要に応じ. 内容を決定 (必要な頻度で継続) 助言 臨時観測を実施 臨時 設計対応不可能な 緊急 (必要な頻度で継続) 火山事象が発電所に 影響を及ぼす可能性が ある場合

原子炉の停止. 燃料体等の搬出等の実施

注) モニタリング、火山活動の評価技術等の進展によって、モニタリングの判断基準は適宜見直す。



H28.2.5審査会合以降の経緯及び主な変更点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 4
1. 原子力発電所の火山影響評価ガイドの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 8
2. 立地評価 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	P. 10
2. 1 原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 13
2. 2 運用期間中の火山の活動可能性評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 17
2. 2. 1 過去に巨大噴火が発生した火山・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 20
2. 2. 2 巨大噴火の可能性評価(洞爺カルデラ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 31
2. 2. 3 巨大噴火の可能性評価(支笏カルデラ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 91
2. 3 設計対応不可能な火山事象に関する個別評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.115
2. 4 モニタリング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.171
2. 5 立地評価まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.198
3. 影響評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.201
3. 1 地理的領域内の火山による火山事象の影響評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.205
3. 2 降下火砕物の影響評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.217
3. 2. 1 降下火砕物の層厚評価の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.218
3. 2. 2 敷地周辺で確認される降下火砕物 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.221
3. 2. 3 降下火砕物シミュレーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.256
3. 2. 4 設計に用いる降下火砕物の層厚 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.298
3. 2. 5 降下火砕物の密度・粒径・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.299
3. 3 影響評価まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.301
3. 3 永青計画まこり	r.30
参考文献 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	P.302

2.5 立地評価まとめ

立地評価結果(1/3)

一部修正(H28/2/5審査会合)

○原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出

【ガイドに基づく検討】

- ○敷地から半径160km以内の範囲にある第四紀火山(34火山)から,原子力発電所に影響を及ぼし得る火山として13火山を抽出した。
- ・完新世に活動があった火山として、7火山を抽出した。
 - 支笏カルデラ,倶多楽・登別火山群,洞爺カルデラ,羊蹄山,ニセコ・雷電火山群,北海道駒ケ岳,恵山
- ・完新世に活動を行っていないものの将来の活動可能性が否定できない火山として、6火山を抽出した。
 - ホロホロ・徳舜瞥、オロフレ・来馬、 尻別岳、 狩場山、 勝澗山、 横津岳



○運用期間中の火山の活動可能性評価

- 〇原子力発電所に影響を及ぼし得る火山として抽出した13火山について、原子力発電所の運用期間中における活動可能性を評価 した。
- 〇また、13火山について過去に巨大噴火が発生したか否かを整理し、過去に巨大噴火が発生した火山については、運用期間中における巨大噴火の可能性を評価した。



【原子力発電所の運用期間中における活動可能性評価】

○13火山は、いずれの火山においてもその活動履歴から、原子力発電所の運用期間中における活動の可能性が十分小さいと判断できない。

【巨大噴火の可能性評価】

- ○13火山のうち、過去に巨大噴火が発生した火山は、洞爺カルデラ及び支笏カルデラである。
- ○地球物理学的調査の結果から、洞爺カルデラ及び支笏カルデラの現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態ではないと評価でき、運用期間中における巨大噴火の可能性を示す科学的に合理性のある具体的な根拠が得られていないことから、運用期間中における巨大噴火の可能性は十分に小さいと評価される。



2.5 立地評価まとめ

立地評価結果(2/3)

一部修正(H28/2/5審査会合)

(前頁からの続き)



○設計対応不可能な火山事象に関する個別評価

- 〇原子力発電所の運用期間中における活動可能性が十分小さいと判断できない13火山について、設計対応不可能な火山事象(溶岩流、岩屑なだれ・地滑り・斜面崩壊、火砕物密度流、新しい火口の開口及び地殻変動)が敷地に到達する可能性を評価した。
- ○13火山のうち、洞爺カルデラ及び支笏カルデラは、運用期間中における巨大噴火の可能性は十分小さいと評価されることから、最後の巨大噴火以降の後カルデラ期における最大の噴火規模の噴火について評価した。
- ○洞爺カルデラ及び支笏カルデラ以外の11火山は、過去の最大規模の噴火について評価した。



○設計対応不可能な火山事象が敷地に到達する可能性は十分小さいと評価される。



(次頁へ続く)

2.5 立地評価まとめ

立地評価結果(3/3)

一部修正(H28/2/5審査会合)

(前頁からの続き)



○モニタリング

- ○洞爺カルデラ及びニセコ・雷電火山群については,既往最大の噴火を考慮しても,敷地まで到達していないものと考えられるが,敷地近くに設計対応不可能な火山事象が到達していること等を考慮し,念のため,評価の根拠が維持されていることを確認することを目的として,原子力発電所の火山影響評価ガイドに基づき,運用期間中のモニタリングを行う。
- ○また, ニセコ・雷電火山群の南東側に隣接し, 敷地から比較的近い羊蹄山についても, ニセコ・雷電火山群に含めたモニタリングを行う こととする。

【モニタリング方法】

- ○モニタリング項目は、公的機関(国土地理院、気象庁等)の観測網によるデータを用いた地殻変動及び地震観測とする。
- ○その他、公的機関による発表情報等を収集・分析し、活動状況に変化がないことを定期的に確認する。

【モニタリング体制】

- ○モニタリングにより火山活動の兆候を把握するための判断基準を設定するとともに、兆候を把握した場合の対処方針を定める。
- ○当社のモニタリング評価結果について、複数の外部専門家による助言を定期的にいただくこととする。
- ○火山活動の兆候に関する知見を収集し、専門家等の助言も得ながら、判断基準の高度化を継続的に行う。



影響評価を実施

3. 影響評価

H28.2.5審査会合以降の経緯及び主な変更点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 4
1. 原子力発電所の火山影響評価ガイドの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 8
2. 立地評価 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	P. 10
2. 1 原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 13
2. 2 運用期間中の火山の活動可能性評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 17
2. 2. 1 過去に巨大噴火が発生した火山・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 20
2. 2. 2 巨大噴火の可能性評価(洞爺カルデラ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 31
2. 2. 3 巨大噴火の可能性評価(支笏カルデラ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 91
2. 3 設計対応不可能な火山事象に関する個別評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.115
2. 4 モニタリング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.171
2. 5 立地評価まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.198
3. 影響評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.201
3. 1 地理的領域内の火山による火山事象の影響評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.205
3.2 降下火砕物の影響評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.217
3. 2. 1 降下火砕物の層厚評価の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.218
3. 2. 2 敷地周辺で確認される降下火砕物 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.221
3. 2. 3 降下火砕物シミュレーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.256
3. 2. 4 設計に用いる降下火砕物の層厚 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.298
3. 2. 5 降下火砕物の密度・粒径・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.299
3.3 影響評価まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.301
参考→献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 302



H28.2.5審査会合以降の経緯及び主な変更点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 4
1. 原子力発電所の火山影響評価ガイドの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 8
2. 立地評価 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	P. 10
2. 1 原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 13
2. 2 運用期間中の火山の活動可能性評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 17
2. 2. 1 過去に巨大噴火が発生した火山・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 20
2. 2. 2 巨大噴火の可能性評価(洞爺カルデラ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 31
2. 2. 3 巨大噴火の可能性評価(支笏カルデラ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 91
2. 3 設計対応不可能な火山事象に関する個別評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.115
2. 4 モニタリング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.171
2. 5 立地評価まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.198
3. 影響評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.201
3. 1 地理的領域内の火山による火山事象の影響評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.205
3.2 降下火砕物の影響評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.217
3. 2. 1 降下火砕物の層厚評価の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.218
3. 2. 2 敷地周辺で確認される降下火砕物 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.221
3. 2. 3 降下火砕物シミュレーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.256
3. 2. 4 設計に用いる降下火砕物の層厚 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.298
3. 2. 5 降下火砕物の密度・粒径・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.299
3.3 影響評価まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.301
	1.001
参考文献 ••••••	P.302

原子力発電所に影響を及ぼす火山影響評価の基本フロー

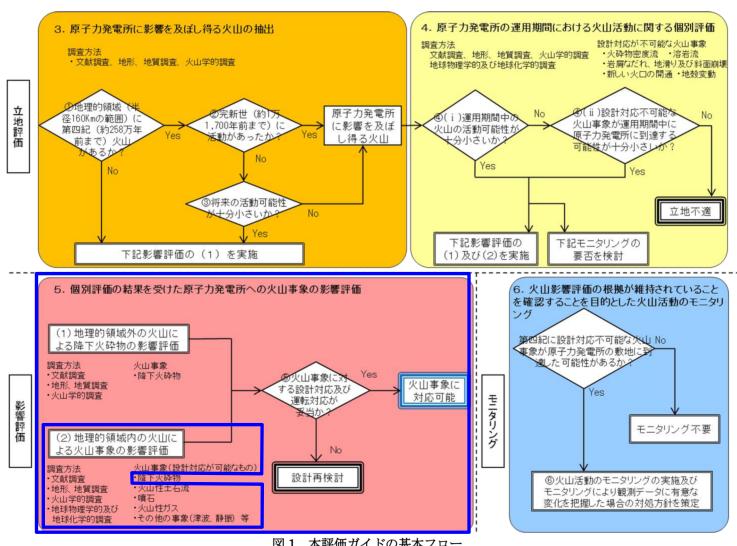


図1 本評価ガイドの基本フロー

「原子力発電所の火山影響評価ガイド」原子力規制委員会(2019)



① 火山事象の影響評価(まとめ)

一部修正(H28/2/5審査会合)

- 〇地理的領域内の火山のうち、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山として抽出した13火山について、原子力発電所の安全性に影響を与える可能性のある火山事象の影響評価を実施した。
- ○各火山事象の検討対象範囲は,原子力発電所の火山影響評価ガイドに従い設定した。
- ○また、洞爺カルデラ及び支笏カルデラについては、運用期間中における巨大噴火の可能性は十分に小さいと評価(2.2章参照)され、現在、後カルデラ期であることから、後カルデラ火山における火山事象の影響評価を実施している。
- ○なお、降下火砕物の影響評価については、別途評価する(3.2章参照)。



○降下火砕物を除く地理的領域内の火山による火山事象は、敷地への影響はないと評価される。

各火山事象の影響評価結果

火山				安全性に影響を与える可能性のある火山事象						設計対応不可能な火山事象 (評価結果は2.3章参照)					
		敷地から の距離 (km)	降下 火砕物	土石流, 火山泥流 及び洪水 (P208~P213参照)	火山ガス (P214参照)	火山から 発生する 飛来物 (噴石) (P214参照)	大気事象 (P214参照)	火山性 地震 (P214参照)	熱水系 及び 地下水の 異常 (P214参照)	溶岩流	岩屑なだれ、 地滑り 及び斜面崩壊	火砕物 密度流	新しい 火口の 開口	地殻変動	
011	+**+ u ===	74.8	全ての火山	0~120km	0~160km	0~10km			V = 1 1 2 11111	0~50km	0~50km	0~160km			
C11	支笏カルデラ														
	C12 恵庭岳	68.6		影響なし	影響なし	-	影響なし	影響なし	影響なし	-	_	影響なし	影響なし	影響なし	
	C13 風不死岳	77.7													
	C14 樽前山	80.2													
C15	ホロホロ・徳舜瞥	68.0		影響なし	影響なし	-	影響なし	影響なし	影響なし	-	-	影響なし	影響なし	影響なし	
C16	オロフレ・来馬	70.2		影響なし	影響なし	-	影響なし	影響なし	影響なし	-	-	影響なし	影響なし	影響なし	
C17	倶多楽·登別火山群	80.5		影響なし	影響なし	-	影響なし	影響なし	影響なし	-	-	影響なし	影響なし	影響なし	
C20	洞爺カルデラ	54.8													
	C21 洞爺中島	55.1	別途評価	影響なし	影響なし	-	影響なし	影響なし	影響なし	-	-	影響なし	影響なし	影響なし	
	C22 有珠山	60.7	(3.2章参照)												
C23	尻別岳	43.6		影響なし	影響なし	ı	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	
C24	羊蹄山	33.8		影響なし	影響なし	ı	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	
C25	ニセコ・雷電火山群	21.5		影響なし	影響なし	ı	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	
C27	狩場山	66.1		影響なし	影響なし	-	影響なし	影響なし	影響なし	-	-	影響なし	影響なし	影響なし	
C29	勝澗山	126.4		-	影響なし	-	影響なし	影響なし	影響なし	-	-	影響なし	影響なし	影響なし	
C34	北海道駒ケ岳	109.0		影響なし	影響なし	-	影響なし	影響なし	影響なし	-	-	影響なし	影響なし	影響なし	
C35	横津岳	123.7		-	影響なし	-	影響なし	影響なし	影響なし	-	-	影響なし	影響なし	影響なし	
C38	恵山	146.9		-	影響なし	-	影響なし	影響なし	影響なし	-	-	影響なし	影響なし	影響なし	

🔙 : 評価済み

□ : 3.1章評価対象火山事象

② 火山事象の影響評価 【土石流、火山泥流及び洪水】(1/6)

一部修正(H28/2/5審査会合)

- ○敷地から半径120kmの範囲に位置する火山について検討する。
- ○土石流,火山泥流及び洪水は,河川や谷沿い等の地形的に低いところを流下する性質がある。

【洞爺カルデラ】

- ・洞爺カルデラの現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態ではないと評価でき,運用期間中における巨大噴火の可能性を示す科 学的に合理性のある具体的な根拠が得られていないことから,運用期間中における巨大噴火の可能性は十分に小さいと評価される。
- ・洞爺カルデラの最後の巨大噴火以降の活動期は後カルデラ期であり、この期間における最大規模の設計対応不可能な火山事象は、 敷地に到達していないことから、運用期間中に影響を及ぼす可能性は十分小さいものと評価される(2.2.2章参照)。
- ・P212に示す地形状況を踏まえると、敷地との間に地形的障害物が存在するものと判断される。

【支笏カルデラ】

- ・支笏カルデラの現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態ではないと評価でき、運用期間中における巨大噴火の可能性を示す科学的に合理性のある具体的な根拠が得られていないことから、運用期間中における巨大噴火の可能性は十分に小さいと評価される。
- ・支笏カルデラの最後の巨大噴火以降の活動期は後カルデラ期であり、この期間における最大規模の設計対応不可能な火山事象は、 敷地に到達していないことから、運用期間中に影響を及ぼす可能性は十分小さいものと評価される(2.2.3章参照)。
- ・P211に示す地形状況を踏まえると、敷地との間に地形的障害物が存在するものと判断される。

【ニセコ・雷電火山群】

・活動様式、近年の活動等から、土石流、火山泥流及び洪水が敷地方向へ流下する可能性は十分小さいものと評価される(次頁参照)。

【羊蹄山】

- ・活動様式, 近年の活動等から, 土石流, 火山泥流及び洪水が敷地方向へ流下する可能性は十分小さいものと評価される(P210参照)。
- ・P212に示す地形状況を踏まえると、敷地との間に地形的障害物が存在するものと判断される。

【その他の火山】

- ・火山噴出物の分布は山体近傍に限定され、敷地まで到達していない(P21参照)。
- ・P211~P213に示す地形状況を踏まえると、敷地との間に地形的障害物が存在するものと判断される。



○火山噴出物の分布状況, 現在想定される噴火規模及び現在の地形状況から, 土石流, 火山泥流及び洪水による敷地への影響はないと評価される。

② 火山事象の影響評価 【土石流、火山泥流及び洪水】(2/6)

一部修正(H25/12/18審査会合)

○ニセコ・雷電火山群について、以下の事項から、土石流、火山泥流及び洪水が敷地方向へ流下する可能性は十分小さいものと評価される。

・活動様式 : ニセコ・雷電火山群は、安山岩の溶岩流を主体とする活動であり、その分布は山体近傍に限定される(小疇ほか編

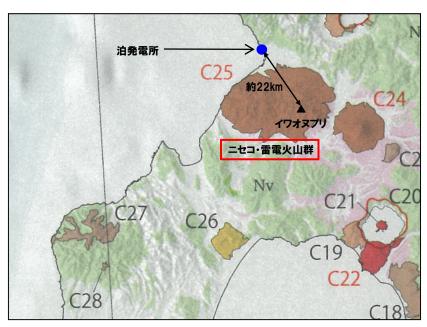
(2003)等)。

・近年の活動: ニセコ・雷電火山群の現在の活動中心はイワオヌプリにあるとされ、最新の活動と考えられるイワオヌプリは、約9,500

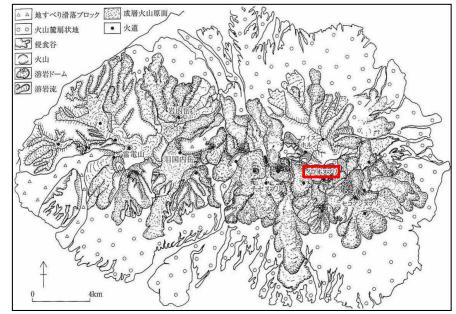
年前に活動を開始した(松尾・中川、2017)。

・その他: 溶岩流シミュレーションにおいて、イワオヌプリ山頂から噴出した溶岩は、ワイスホルン、ニトヌプリ及びニセコアンヌプリ

に規制され、主に北東及び南西方向に流下し、敷地方向には流下しない結果となった(P129~P131参照)。



ニセコ・雷電火山群の火山地質図 (中野ほか編(2013)に加筆)



ニセコ・雷電火山群の地形分類図(小疇ほか編(2003)に加筆)

② 火山事象の影響評価 【土石流、火山泥流及び洪水】(3/6)

一部修正(H25/12/18審査会合)

○羊蹄山について、以下の事項から、土石流、火山泥流及び洪水が敷地方向へ流下する可能性は十分小さいものと評価される。

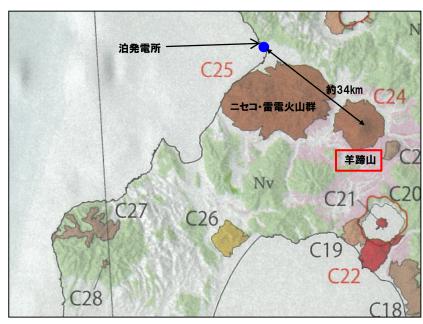
・活動様式 :羊蹄山は、安山岩の溶岩流を主体とする活動であり、その分布は山体近傍に限定される(小疇ほか編(2003)等)。

・近年の活動:羊蹄山の最新の活動は、山頂近傍の北山火口群における約2,500年前の小規模な噴火とされており、現在は活動休

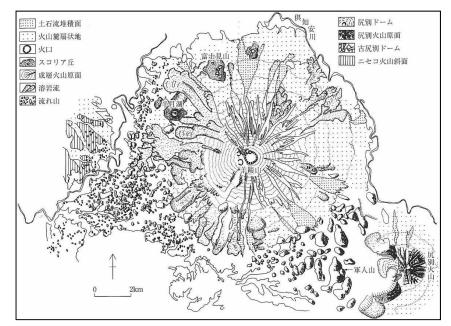
止期にあるとされている (勝井ほか (2007)等)。

・その他 : 溶岩流シミュレーションにおいて、羊蹄山山頂から噴出した溶岩は、主に西~南方向に流下し、敷地方向には流下せ

ず、その分布範囲は山体付近に限定される結果となった(P141~P143参照)。



羊蹄山の火山地質図(中野ほか編(2013)に加筆)

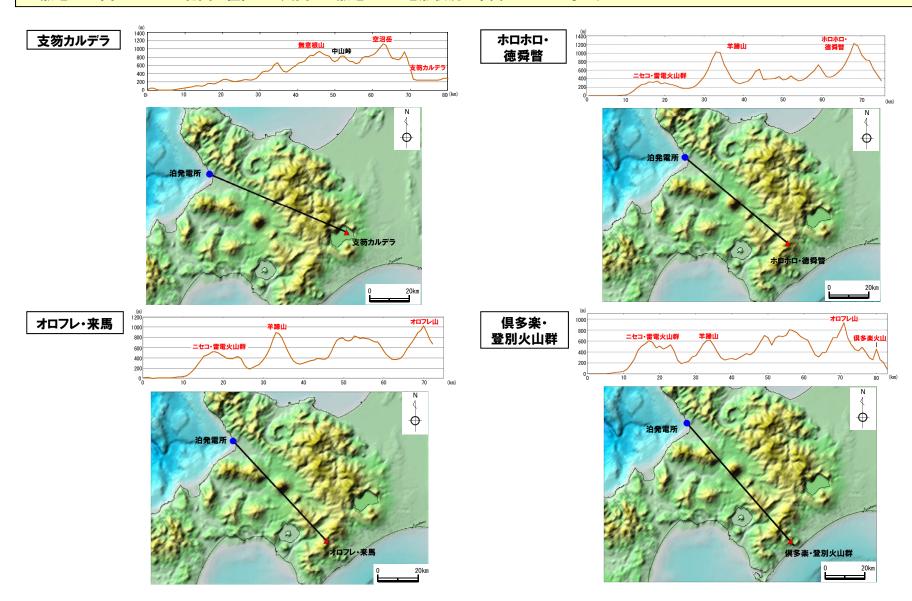


羊蹄山の地形分類図(小疇ほか編, 2003)

② 火山事象の影響評価 【土石流,火山泥流及び洪水】(4/6)

一部修正(H25/9/25審査会合)

○敷地から半径120kmの範囲に位置する火山から敷地までの地形状況を本頁~P213に示す。



尻別岳

(P146再揭)

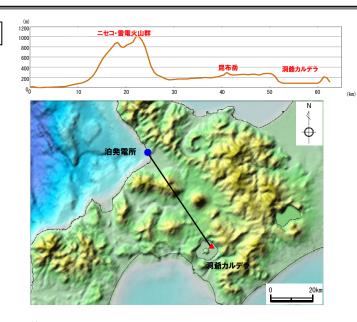
ニセコ・

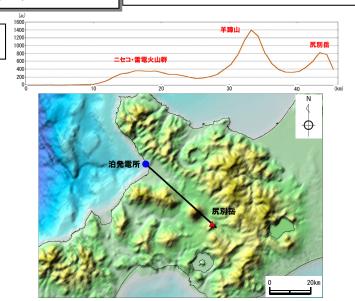
雷電火山群

② 火山事象の影響評価 【土石流,火山泥流及び洪水】(5/6)

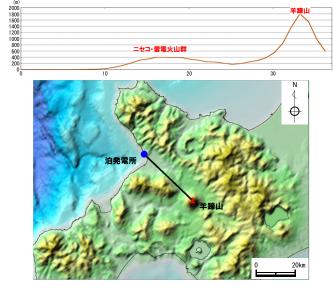
一部修正(H25/9/25審査会合)

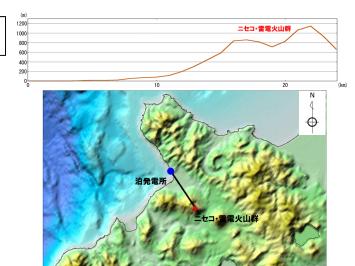






羊蹄山 (P140再掲)



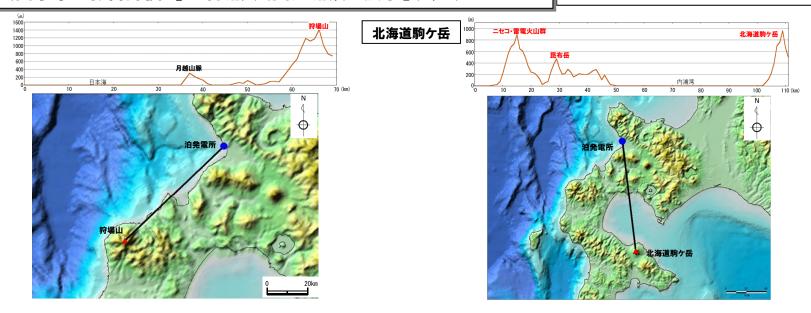


3. 1 地理的領域内の火山による火山事象の影響評価

② 火山事象の影響評価 【土石流, 火山泥流及び洪水】(6/6)

一部修正(H25/9/25審査会合)

狩場山



3.1 地理的領域内の火山による火山事象の影響評価

③ 火山事象の影響評価【火山ガス,火山から発生する飛来物(噴石),大気事象,火山性地震,熱水系及び地下水の異常】

一部修正(H28/2/5審査会合)

【火山ガス】

・火山及び火山噴出物の分布域が敷地から離れており、高濃度火山ガスが敷地に到達することは考え難いこと及び敷地が海に面して開放された土地に立地し、火山ガスが滞留するような地形ではないことから、火山ガスによる敷地への影響はないと評価される。

【火山から発生する飛来物(噴石)】

・敷地から半径10kmの範囲に原子力発電所に影響を及ぼし得る火山は、存在しない。

【大気事象】

・敷地と最も近いニセコ・雷電火山群(イワオヌプリ) においても敷地から約22kmの距離があることから, 大気事象による敷地への影響はないと評価される。

【火山性地震】

・敷地と最も近いニセコ・雷電火山群(イワオヌプリ) においても敷地から約22kmの距離があることから,火山性地震による敷地への影響はないと評価される。

【熱水系及び地下水の異常】

・敷地と最も近いニセコ・雷電火山群(イワオヌプリ)においても敷地から約22kmの距離があること及び敷地において第四系への熱水による影響等は認められないことから,熱水系及び地下水の異常による敷地への影響はないと評価される。



H28.2.5審査会合以降の経緯及び主な変更点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 4
1. 原子力発電所の火山影響評価ガイドの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 8
2. 立地評価 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	P. 10
2. 1 原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 13
2. 2 運用期間中の火山の活動可能性評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 17
2. 2. 1 過去に巨大噴火が発生した火山・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 20
2. 2. 2 巨大噴火の可能性評価(洞爺カルデラ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 31
2. 2. 3 巨大噴火の可能性評価(支笏カルデラ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 91
2. 3 設計対応不可能な火山事象に関する個別評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.115
2. 4 モニタリング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.171
2. 5 立地評価まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.198
3. 影響評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.201
3. 1 地理的領域内の火山による火山事象の影響評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.205
3. 2 降下火砕物の影響評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.217
3. 2. 1 降下火砕物の層厚評価の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.218
3. 2. 2 敷地周辺で確認される降下火砕物 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.221
3. 2. 3 降下火砕物シミュレーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.256
3. 2. 4 設計に用いる降下火砕物の層厚 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.298
3. 2. 5 降下火砕物の密度・粒径・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.299
3. 3 影響評価まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.301
3. J 砂貫町叫るこの	F.501
参孝→献	P 302

3.2 降下火砕物の影響評価

原子力発電所に影響を及ぼす火山影響評価の基本フロー

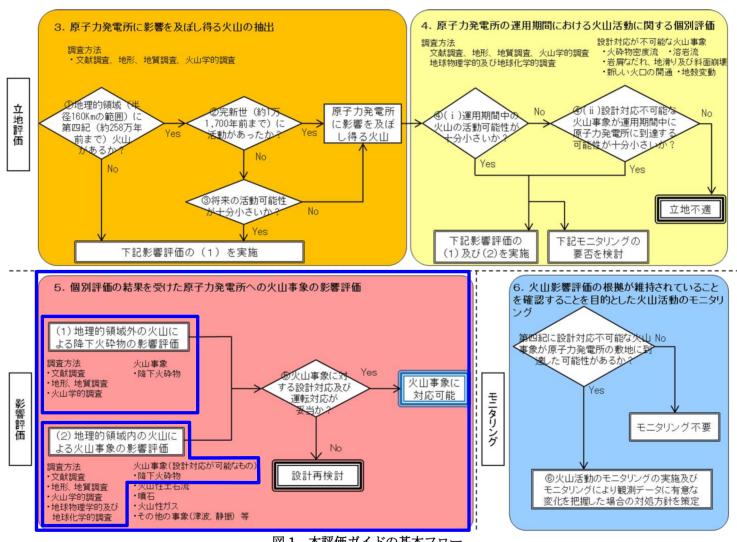


図1 本評価ガイドの基本フロー

「原子力発電所の火山影響評価ガイド」原子力規制委員会(2019)

3.2.1 降下火砕物の層厚評価の概要

降下火砕物の層厚評価の概要(1/2)

【既往の降下火砕物の層厚評価】

- ○1.2号炉及び3号炉調査時の地質調査等の結果、敷地において火山灰質シルト層を確認した。
- ○火山灰質シルト層は、層相から、降下火砕物が混在しているものであり、混在する降下火砕物の供給源となる火山灰層(純層)が周囲 に分布しているものと考えていた*。
- ○このため、火山灰質シルト層の最大層厚(約40cm)を以って、降下火砕物の層厚を保守的に40cmと評価していた。
- ※供給源となる火山灰層が周囲に分布しているものと考えていた傍証として、1,2号炉調査時のF-1断層開削調査箇所においては、火山灰質シルト層の下位に、黄灰色の火山灰層が記載されていたことが挙げられる。



【降下火砕物の層厚の再評価】

- ○上記火山灰質シルト層を確認した地点は、敷地造成に伴う地形改変により消失している。
- ○また、至近の敷地における地質調査においても、同様な火山灰質シルト層又は火山灰質シルト層に混在する降下火砕物の供給源となり 得る火山灰層は確認されない。
- ○したがって、既往の降下火砕物の層厚評価については、その根拠を明確に示すことができない状況にある。
- ○このため、既往の文献調査及び地質調査の結果を整理することに加えて、敷地方向への仮想風を用いた降下火砕物シミュレーションを 実施することにより、降下火砕物の層厚の再評価を実施することとした。



(次頁へ続く)

3.2.1 降下火砕物の層厚評価の概要

降下火砕物の層厚評価の概要(2/2)



(前頁からの続き)

【3.2.2 敷地周辺で確認される降下火砕物】

(P221~P255参照)

- ○文献調査及び地質調査において抽出された以下の火山における将来の噴火の可能性について検討した。 (地理的領域外の火山)
 - ・姶良カルデラ、阿蘇カルデラ及び屈斜路カルデラは、敷地周辺に到達しているとされている降下火砕物 を噴出する噴火と同規模の噴火の可能性は十分に小さい。
 - ・白頭山は、現在、天池カルデラ形成期であり、敷地周辺に到達しているとされているB-Tmと同規模の 噴火の可能性を否定できない。
 - •B-Tmの分布主軸は概ね敷地方向を向いており、分布主軸上で給源~敷地と同程度の距離の地点での層厚が5~10cmの範囲に該当する。

(地理的領域内の火山)

- ・洞爺カルデラ、 倶多楽・登別火山群及び支笏カルデラは、 敷地周辺に到達しているとされている降下火 砕物を噴出する噴火と同規模の噴火の可能性は十分に小さい。
- ○敷地周辺に到達しているとされている降下火砕物を噴出する噴火と同規模の噴火の可能性が否定できない火山は白頭山 (B-Tm) である。
- ○B-Tmと同規模の噴火において噴出される降下火砕物の層厚は、敷地において最大でも5~10cmと評価される。

【3.2.3 隆下火砕物シミュレーション】

(P256~P297参照)

- ○文献調査及び地質調査の結果から敷地 に影響を及ぼし得る火山灰のうち、現状 において同規模の噴火の可能性のある 火山灰を抽出した。
- ○敷地と距離の関係及び噴出物量の関係 から、En-a (恵庭岳) 及びYo-1 (羊蹄山) を抽出し、降下火砕物シミュレーション対 象火山とした。



- ○En-a (恵庭岳) 及びYo-1 (羊蹄山) の層 厚は、降下火砕物シミュレーションを実施 した結果は、以下のとおり。
 - <u>•En-a (恵庭岳):16cm</u> •Yo-1 (羊蹄山):4.1cm



【3.2.4 設計に用いる降下火砕物の層厚】(P298参照)

○最も層厚の厚いEn-a (恵庭岳) のシミュレーション結果16cmを踏まえ、敷地における降下火砕物の層厚は、20cmとする。



1 文献調査

一部修正 (H25/12/18審査会合)

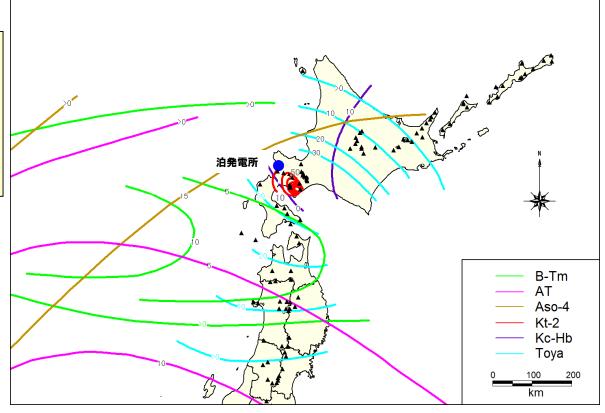
- ○町田・新井(2011)によれば、敷地周辺に到達しているとされている火山灰は、以下のとおり。
 - ·白頭山苫小牧火山灰(B-Tm)
 - ·姶良Tn火山灰(AT)
 - •阿蘇4火山灰(Aso-4)
 - ・クッチャロ羽幌火山灰(Kc-Hb)
 - ·洞爺火山灰(Toya)
 - ・クッタラ第2火山灰(Kt-2)



- ○降下火砕物の分布範囲に敷地を含む地理的 領域外及び地理的領域内の火山は、それぞれ 以下のとおり。
 - ・地理的領域外の火山
 - :白頭山, 姶良カルデラ, 阿蘇カルデラ, 屈斜 路カルデラ
 - ・地理的領域内の火山
 - :洞爺カルデラ, 倶多楽・登別火山群

敷地付近の火山灰の層厚(町田・新井(2011)による)

	火山	火山灰名称	略号	年代 (ka)	層厚 (cm)
	白頭山	白頭山苫小牧	B-Tm	1	0~5
地理的	姶良カルデラ	姶良Tn	AT	26~29	0~5
領域外	阿蘇カルデラ	阿蘇4	Aso-4	85~90	15<
	屈斜路カルデラ	クッチャロ羽幌	Kc-Hb	115~120	0~10
地理的	洞爺カルデラ	洞爺	Toya	112~115	30<
領域内	倶多楽·登別火山群	クッタラ第2	Kt-2	48	0~10



火山灰の等層厚線図(町田・新井(2011)より作成)

② 地質調査-まとめ-

○敷地周辺の地質調査の結果、以下の降下火砕物を確認した。

【敷地及び敷地近傍の地質調査結果】

- ○敷地及び敷地近傍 (積丹半島西岸及び岩内平野) における地質調査 (露頭調査, ボーリング調査等) の結果, 以下の調査地点において洞爺火山灰 (Tova) の降灰層準に相当する箇所※1を含む堆積物を確認した。
- ・滝ノ澗(1)地点(P226~P227参照)
- · 滝ノ澗②地点※2
- •照岸地点※2
- •盃地点※2
- ·古宇川左岸地点※2
- ·古宇川右岸地点(P228~P233参照)
- ·梨野舞納露頭(P234~P237参照)
- ○古宇川右岸地点においては、阿蘇4火山灰(Aso-4)の降灰層準に相当する箇所を含む堆積物も確認した。
- ○なお, 敷地における地質調査の結果, 堆積物中に洞爺火山灰(Toya), 支笏第1降下軽石(Spfa-1)及び対象火山灰に対比される火山ガラスが認められるものの、組成分析の結果、これらの火山ガラスの粒子数は少ない(P38~P45参照)。

【敷地前面海域の地質調査結果】

- ○敷地前面海域における地質調査 (ピストンコアラー調査) の結果、クッタラ第2火山灰 (Kt-2) 及び支笏第1降下軽石 (Spfa-1) の降灰層準に相当する箇所を含む堆積物を確認した (P239~P244参照)。
- ※1 段丘認定等における指標テフラとしての地質学的時間スケールの降灰層準を示す箇所。当該箇所の認定の考え方は次頁参照。
- ※2 地質調査結果については、H30.5.11審査会合資料「泊発電所 、地盤(敷地の地質・地質構造)に関するコメント回答(Hm2段丘堆積物の堆積年代に関する検討)(資料集)に記載。



- ○敷地周辺の地質調査において確認された降下火砕物のうち、層厚評価に関する検討対象となるものは、降灰層準に相当する箇所が確認 された以下に示す降下火砕物である。
- ・洞爺火山灰(Toya)・阿蘇4火山灰(Aso-4)・クツタラ第2火山灰(Kt-2)・支笏第1降下軽石(Spfa-1)
- ○文献調査結果(前頁参照)及び上記地質調査結果を踏まえ,以下に示す7火山について,将来の噴火の可能性に関する検討を行う(P246~P254参照)。
 - ・地理的領域外の火山:白頭山, 姶良カルデラ, 阿蘇カルデラ及び屈斜路カルデラ
 - ・地理的領域内の火山:洞爺カルデラ、倶多楽・登別火山群及び支笏カルデラ

(参考) 洞爺火山灰の降灰層準に相当する箇所の認定の考え方

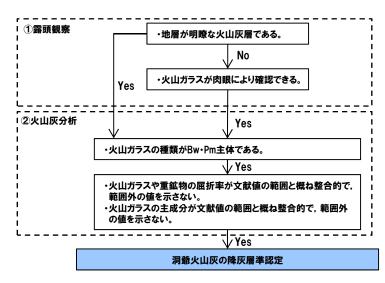
一部修正(H30/5/11審査会合)

【洞爺火山灰の降灰層準に相当する箇所の認定の考え方】

- ○洞爺火山灰 (Toya) の降灰層準に相当する箇所は,吉川 (1999) 等の文献も参考にし,以下の手順を基本に認定している。
- 1層相観察
 - ・火山灰層であること若しくは肉眼により地層中に火山ガラスが認められることを確認する。
- ②火山灰分析
- ・火山灰層若しくは肉眼により火山ガラスが認められる地層において、鉛直方向に火山灰粒子組成を確認する。
- ・火山ガラスの含有量が最大となる箇所を確認し、火山ガラスの種類、火山ガラス及び重鉱物の屈折率、火山ガラスの主成分等が町田・ 新井(2011)の洞爺火山灰の値と概ね整合的であることを確認する。

吉川(1999)

- 〇火山灰物質 (各種鉱物やガラス含有量) は降灰層準付近で一般に最大値を示し、上位、下位へ含有量が減少しているが、一般的傾向として上方への拡散が主体で、下方への拡散は少ない。
- ○ガラスや各種鉱物などの火山灰物質の含有量の変化と火山灰物質の岩石学的性質(鉱物やガラスの性質(化学組成,屈折率,結晶形等))の両データの変化から認定される火山灰の降灰した層準を"火山灰降灰層準"と呼ぶ。



洞爺火山灰の降灰層準認定フロー

②-1 敷地及び敷地近傍における地質調査-調査位置図(積丹半島西岸)-

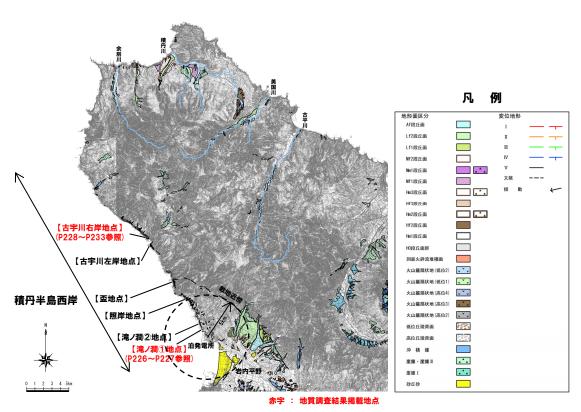
- ○敷地及び敷地近傍 (積丹半島西岸及び岩内平野) においては、地質調査 (露頭調査、ボーリング調査等) を実施している。
- ○左下表及び右下図に示す調査地点において洞爺火山灰 (Toya) 及び阿蘇4火山灰 (Aso-4) の降灰層準に相当する箇所を含む堆積物確認した。

敷地近傍(積丹半島西岸及び岩内平野)における地質調査地点

地 域	地 点	降灰層準に相当する箇所を確認した火山灰		
積丹半島 西岸	滝ノ澗①	洞爺火山灰 (Toya)		
	滝ノ澗②※	洞爺火山灰 (Toya)		
	照岸*	洞爺火山灰 (Toya)		
	盃*	洞爺火山灰 (Toya)		
	古宇川左岸*	洞爺火山灰 (Toya)		
	古宇川右岸	洞爺火山灰 (Toya) 及び阿蘇4火山灰 (Aso-4)		
岩内平野	梨野舞納 露頭	洞爺火山灰 (Toya)		

赤字 : 地質調査結果掲載地点

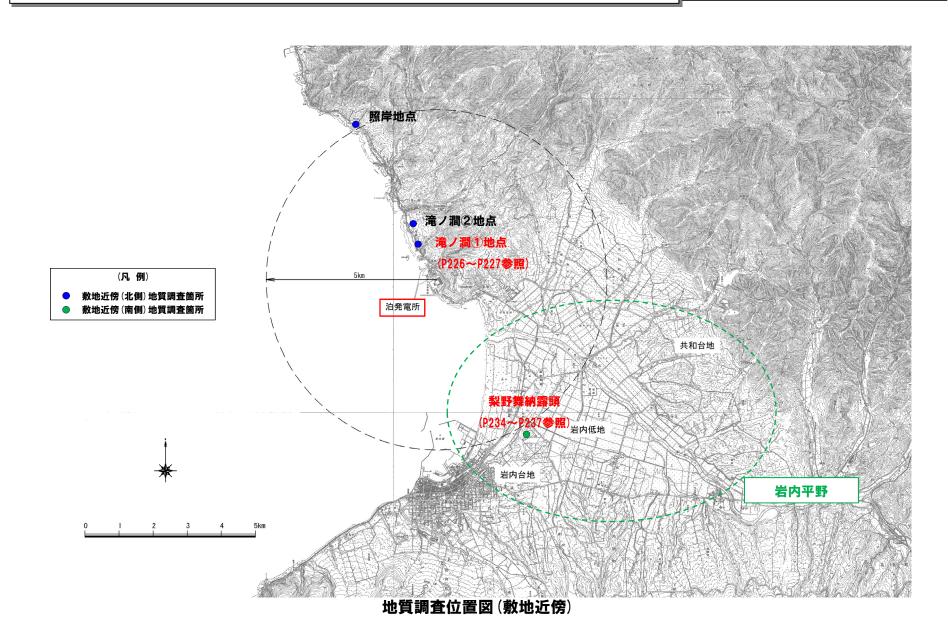
※地質調査結果については、H30.5.11審査会合資料「泊発電所 地盤(敷地の 地質・地質構造)に関するコメント回答(Hm2段丘堆積物の堆積年代に関する 検討)(資料集)」に記載。



地質調査位置図(敷地近傍)

②-1 敷地及び敷地近傍における地質調査-調査位置図(敷地近傍)-

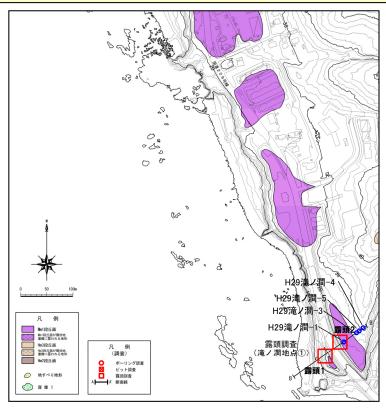
一部修正 (H30/5/11審査会合)



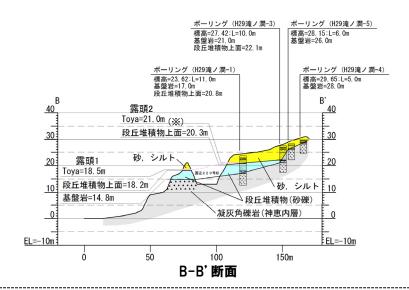
②-1 敷地及び敷地近傍における地質調査-滝ノ澗①地点(1/2)-

一部修正(H26/1/24審査会合)

- ○空中写真判読で抽出したMm1段丘面付近において露頭調査及びボーリング調査※を実施し、基盤岩の上位にMm1段丘堆積物を確認した。
- ○段丘堆積物は砂礫層及び砂層で構成される。砂礫層は亜円~亜角礫を主体とし、砂層は淘汰の良い細粒~中粒砂である。
- ○Mm1段丘堆積物を覆うローム層及び砂質シルト層中に、洞爺火山灰の降灰層準に相当する箇所を確認した。
- ○基盤岩の上面標高は約15~21m, Mm1段丘堆積物の上面標高は約18~22mで確認しており、旧汀線はH29滝ノ澗-3~H29滝ノ澗-5の間と推定される。



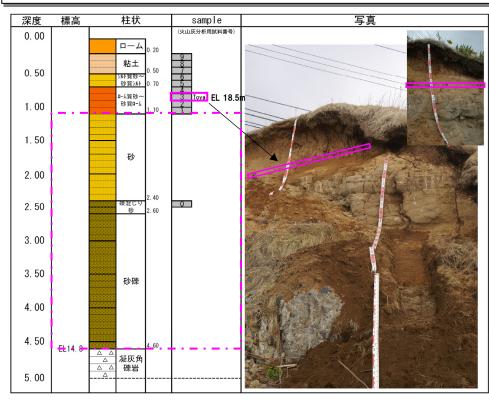
地形分類図



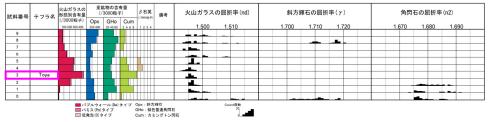
: 露頭1における火山灰分析の結果、Mm1段丘堆積物上位のローム層中に洞爺火山灰を確認している(次頁参照)ことから、 近接する露頭2のMm1段丘堆積物上位の砂質シルト中の火山灰についても、層位関係等から洞爺火山灰に対比している。

②-1 敷地及び敷地近傍における-滝ノ澗①地点(2/2)-

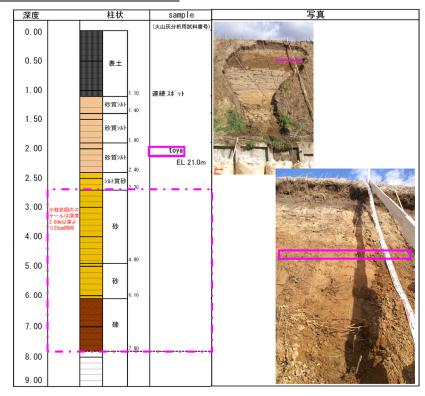
一部修正(H26/1/24審査会合)



滝ノ澗①地点 露頭1 柱状図



火山灰分析結果(滝ノ澗① 露頭1)



:洞爺火山灰確認位置

:Mm1段丘堆積物

滝ノ澗①地点 露頭2 (国道側)柱状図

(参考) 洞爺火山灰の屈折率(町田・新井, 2011より)

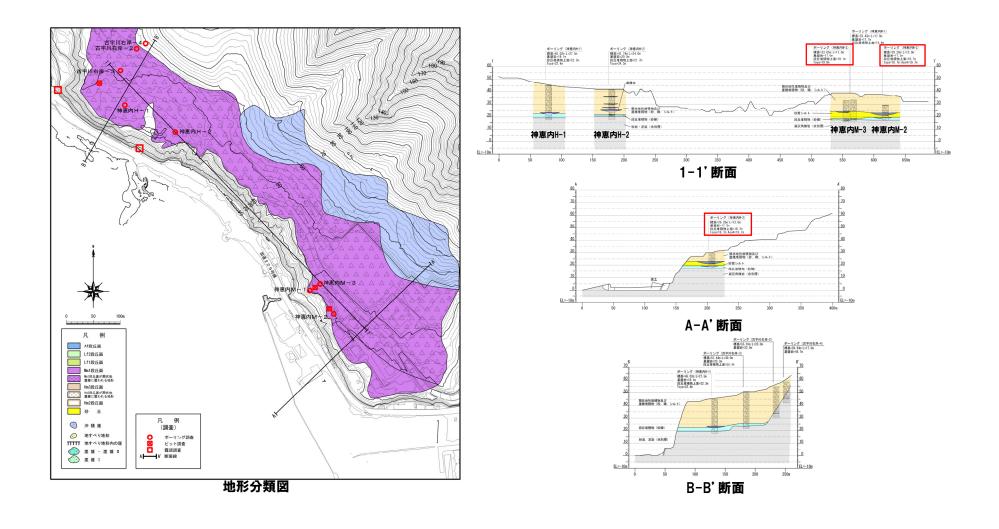
特 徴	火山ガラス	斜方輝石	角閃石
バブルウォールタイプ・ パミスタイプの 火山ガラス主体	1.494-1.498	1.711-1.761 (1.758-1.761, 1.712-1.729 bimodal)	1.674-1.684

※括弧内の値はモードまたは集中度のよい範囲

②-1 敷地及び敷地近傍における-古宇川右岸地点(1/5)-

一部修正(H26/1/24審査会合)

- ○空中写真判読で判読される、標高約25~30m及び標高約40~50mのMm1段丘面が扇状地、崖錐に覆われる地形で、ボーリング調査を行った。
- 〇ボーリング調査では,両地形面の基盤岩がほぼ平坦に連続し,その上位にMm1段丘堆積物と,それを覆って扇状地性堆積物及び崖錐堆積物が厚く 堆積していることを確認した。
- ○Mm1段丘堆積物は砂礫層で構成され、円~亜円礫を主体とする。
- ○Mm1段丘堆積物を覆うシルト層中に洞爺火山灰の降灰層準に相当する箇所及び阿蘇4火山灰の降灰層準に相当する箇所を確認した。



②-1 敷地及び敷地近傍における-古宇川右岸地点(2/5)-

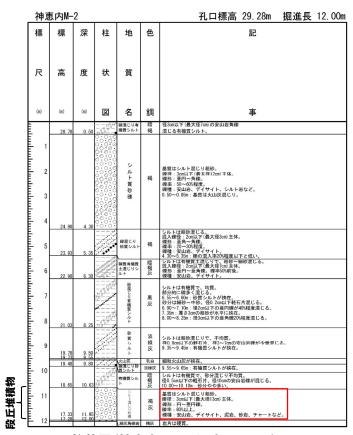
一部修正(H26/1/24審査会合)

孔口標高=29.28m



- :阿蘇4火山灰確認位置 (9.5m~9.6m) EL19.8m~19.7m
- :洞爺火山灰確認位置 (10.5m~10.6m) EL18.8m~18.7m

コア写真(神恵内M-2:深度0~12m)



柱状図(神恵内M-2:深度0~12m)

②-1 敷地及び敷地近傍における-古宇川右岸地点(3/5)-

一部修正(H26/1/24審査会合)



Mm1段丘堆積物

段丘堆積物

孔口標高 33.05m 掘進長 17.00m 標 深 柱 地 色 尺 高 度 状 質 义 名 調 シルトは有機質でやや均質。 混入礫径:20m以下主体。 保形:亜円~亜角礫。 0,40m:厚さ5cmは火山灰混じ 基質は砂混じりシルト。 火山灰質でやや軟性あり。 糠径:5m以下(量大程20m)主体。 糠滞:5m以下(量大程20m)主体。 糠滞:50~708程度。 糠燥:50~708程度。 毎乗:50~108程度。 基質は粗砂混じりシルト。 機修: 10cm以下(畳大修12cm)主体。 機筋: 亜甲へ角線。 健康: 60~705程度。 機種: 50上形、デイサイト。 5.40~5.50m: やや均質な火山灰質砂質シルトが挟在。 シルトは粗砂が混じる。 混入礫径:0.5cm以下(最大径10cm)主体。 礫形:亜円礫。 礫率:10~20k程度。 基質は組砂混じりシルト。 硬径:10cm以下(最大径12cm)主体。 機形: 亜円〜角機。 機率:60〜70k程度。 便種:安山岩:デイサイト。 9,00〜8,8m:基質は火山灰質。 機率:80%以上。 22 90 10 15 無額火山灰で均気、やや形にあり。 裏質は細砂・一般で見じりの火山灰質シルト。 線を: 4の以下(遺大保管の) 主体。 線を: 48年。 線を: 48年。 火ルトは火山火流、中砂・粗砂泥じる。 沢水線を: 2の以下(遺大保管の) 主体。 線を: 2の以下(遺大保をの) 主体。 線を: 2の以下(遺大保をの) 主体。 線を: 30~40月間。 には、アイサイト。 110~115年、シルトは海線を 110~115年、シルトは海線を 火山灰混じ リシルト質 砂礫 1.10~11.35m:シルトは有機質。 2.05~12.20m:やや基質な砂質シルトが挟在 シルトは火山灰質。中砂〜粗砂混じる。 部分的に嫌多く混じる。 12,80~12,90m:機径20m以下主体。機率10~20が程度。 13,10~13,20m:機径20m以下主体。機率50~60が程度。 13,50~13,90m:機径20m以下主体。機率10~20が程度。 網莉火山灰で均質。水平に挟在。 シルトは火山灰質。中砂〜粗砂混じる。 14.65〜14.95m:礫径3㎝以下(最大径9㎝)主体。 礫率50〜60%と高い。 課混じりが 山灰質シル 課年30~60点と高い、 基質はシルト提より組砂。 康経:20m以下機大径10m)主体。 健終:日一亜円機、 健率:80点以上。 機種:安山岩、デイサイト、泥岩、砂岩、チャートな、 岩片は硬質。割れ目はなく、棒状コアを呈する。

柱状図(神恵内M-3:深度0~17m)

:洞爺火山灰確認位置 (14.0m~14.1m) EL19.1m~19.0m

コア写真(神恵内M-3:深度0~17m)



②-1 敷地及び敷地近傍における-古宇川右岸地点(4/5)-

一部修正(H26/1/24審査会合)



火山灰分析結果(神恵内M-2)

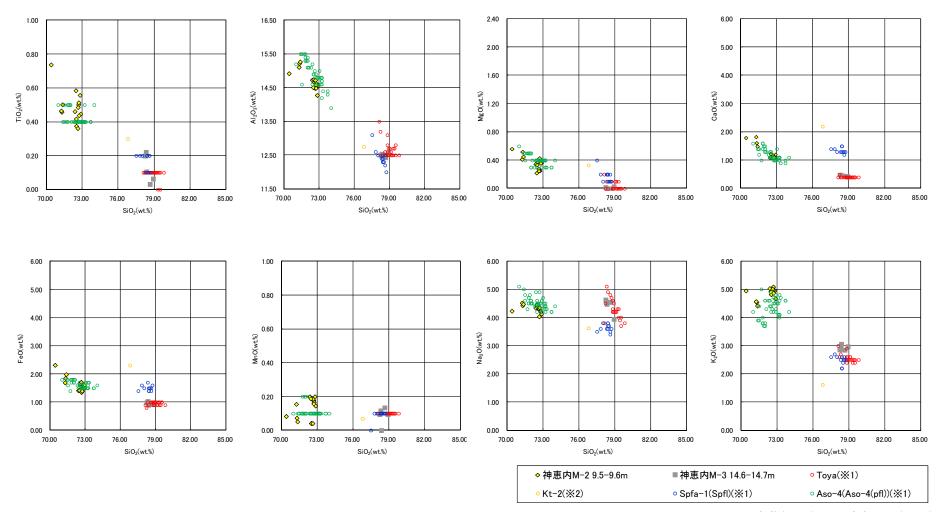
- ※1 火山ガラスの主元素組成より、阿蘇4火山灰と認定(次頁参照)。
- ※2 当該テフラはMm1段丘堆積物を覆うシルト層中に確認される。近接する神恵内 M-3において、Mm1段丘堆積物を覆うシルト層中に洞爺火山灰を確認してい ることから、阿蘇4火山灰との層位関係等も勘案し、洞爺火山灰と認定した。



火山灰分析結果(神恵内M-3)

②-1 敷地及び敷地近傍における-古宇川右岸地点(5/5)-

一部修正(H26/1/24審査会合)

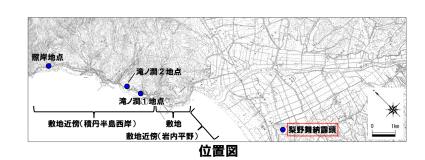


※1 町田·新井(2011), ※2 青木·町田(2006)

②-1 敷地及び敷地近傍における-梨野舞納露頭(1/4)-

一部修正(H29/3/10審査会合)

- ○本露頭は、葉理の認められる砂層を主体とし、砂層は火山灰質砂質シルト層に覆われる。
- ○砂層は概ね2つの層相に区分される。
 - ·標高22~24m程度:細砂·中砂の細互層
 - ⇒ 層相変化の繰り返しが認められることから陸成層と考えられる。
 - ・標高22m程度以下: 葉理が発達する細砂, 上部ではシルト質細砂を挟在
 - ⇒ 葉理が発達し、生痕が多く認められることから海成層と考えられる。
- ○本露頭においては、明瞭な不整合は認められない。
- 〇火山灰分析の結果, 陸成層上位の火山灰質砂質シルト層中に, 洞爺火山灰の降灰層準に相当する箇所を確認した (標高24m程度) (試料採取箇所①)。
- ○海成層は、当該層を覆う砂層 (陸成層) 上位の火山灰質シルト層中に洞爺火山灰の降灰層準に相当する箇所が確認されることから、 Mm1段丘堆積物に区分される。





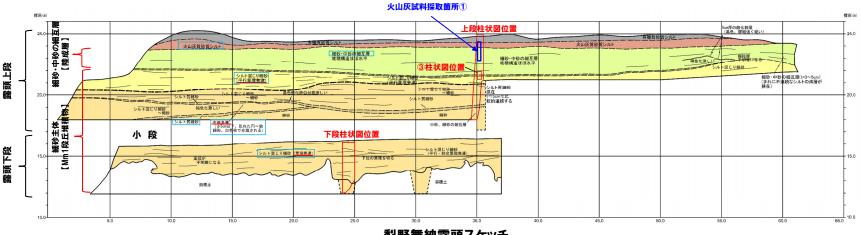
梨野舞納地点状況写真

②-1 敷地及び敷地近傍における-梨野舞納露頭(2/4)-

一部修正(H29/3/10審査会合)

← SE NW → 標高:25m 標高:20m 標高:15m

梨野舞納露頭写真





梨野舞納露頭スケッチ

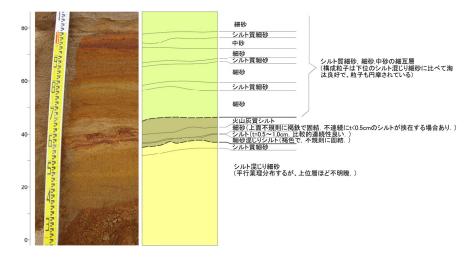
2-1 敷地及び敷地近傍における-梨野舞納露頭(3/4)-

再揭(H29/3/10審査会合)

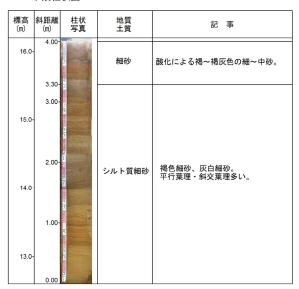
③柱状図

上段柱状図

標高 (m)	斜距離 (m)	柱状 写真	地質 土質	記事
	7.85- 7.60-	877	有機質砂質シルト	紫灰~ベージュ色の砂質シルト、細粒 分多く粘性あり。
24.0-	7.00- 6.90-	9	火山灰質 砂質シルト	灰褐〜褐色の細砂多く混じるシルト、 ローム状。
23.0-	6.00-		細砂、中砂の細互層	褐色細砂・中砂、灰白細砂、灰白シルト質細砂の細互層。
	5.10- 5.00-		細砂	 灰白〜白色細砂主体、灰白色のシルト を含む。
22.0-	4.65-		細砂、中砂	褐色の細砂、中砂、シルト質細砂の
3	主状図 4.20-		の細互層	細互層
	4.05. 4.00		砂質シルト	火山灰質シルト、細砂、シルト、細砂 混じりシルトからなる。酸化鉄が斑状 に点在。
21.0-			シルト混じり細砂	褐色細砂、灰白細砂。上部は波状、下 部は平行の葉理発達。
	3.10 3.05 3.00	,	シルト質細砂	褐色のシルト質砂。
	3.00		シルト 混じり細砂	褐色細砂、灰白細砂。平行葉理 発達。
	2.40-			
20.0-	2.00-		細砂	灰白~灰褐の細砂。
19.0-	1.00 0.95 0.80-		シルト質細砂	福色のシルト質細砂。斑状、波状の酸 化鉄多い。
	0.00		細砂	 灰白〜灰褐の細砂主体、シルト分少ない。



下段柱状図



②-1 敷地及び敷地近傍における-梨野舞納露頭(4/4)-

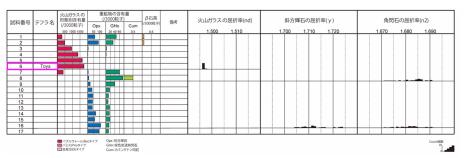
一部修正(H29/3/10審査会合)

【火山灰分析結果(試料採取箇所①)】

○陸成層上位の火山灰質砂質シルト層中に、洞爺火山灰の降灰層準に相当する箇所を確認した(標高24m程度)。



火山灰試料採取箇所① 露頭柱状図



火山灰試料採取箇所① 火山灰分析結果

(参考) 洞爺火山灰の屈折率(町田・新井、2011より)

特 徴	火山ガラス	斜方輝石	角閃石
バブルウォールタイプ・ パミスタイプの 火山ガラス主体	1.494-1.498	1.711-1.761 (1.758-1.761, 1.712-1.729 bimodal) **	1.674-1.684

※括弧内の値はモードまたは集中度のよい範囲。

